

# 金剛錦織台建築協定

## 概要

- ① 建築物の用途は、一戸建専用住宅とする。ただし、次のイ) からハ) に掲げる用途はこの限りではない。
  - イ) 公益上必要な施設及びこれに付属する物置又は車庫
  - ハ) この規程の他、建築物等の工事を施行するための仮設建築物又は住宅宅地を販売するための建築物及びセキュリティー拠点施設、地元自治会使用の集会所。
- ② その他、建築協定運営委員会で認めるもの。
- ② 建築物の高さは、階数 2 以下かつ高さ 10m以下とし、2 階屋上は使用できないものとする。
- ③ 敷地の地盤面の高さは、原則として協定締結時の地盤面を変更してはならない。但し、造園及び自動車車庫を建築するための切土及び盛土についてはこの限りではない。
- ④ 建築物の敷地は協定締結時の別添区域図に示す区画とし、敷地の分割はできないものとする。

ただし、分割後の区画面積が 150 平方メートル以上確保される場合はこの限りでない。
- ⑤ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該開発道路境界線から 1.5m 以上（適用除外あり）また、敷地境界線からは 1m 以上は空けなければなりません。但し、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
  - イ) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 メートル以下であること。
  - ロ) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 メートル以下かつ床面積の合計が 5 ㎡以内であること。尚、カーポートは適用除外とする。
- ⑥ 道路に面する部分の垣、柵の構造は、生垣若しくはフェンス等としコンクリートブロック塀・化粧ブロック塀等にしてはならない。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。尚、土留め及び安全構造上必要な擁壁又は化粧ブロックはこの限りではないものとする。
  - イ) 高さが 0.4 メートル以下のもの
  - ロ) 門の袖で、その長さ合計が 2 メートル以下のもの
- ⑦ 前号の規定に関わらず道路に面した奥行き 0.3 メートル以内の範囲（別紙参照）は引き渡し時の形質を変えてはならない。（門柱等の笠木、照明器具、ドアフォン等は除く）
- ⑧ 道路に面する部分の植樹帯及び敷地内の空地は、樹木等により極力緑化に努めるものとする。
- ⑨ その他特に定めのない事項については、第一種低層住居専用地域に係る法及び政令等を適用する。